

(4)留意事項

保育所の整備にあたっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の遵守のほか、都市計画法、建築基準法、消防法等の各種法令や通知等についても留意する必要があります。

ポイント 1

施設の整備及び施設の運営を円滑に進めるためには、周辺住民の理解と協力が必要になりますので、周辺住民に対する事業説明会を開催するなど、住民の理解と同意を得るよう努めてください。

ポイント 2

保育所を運営する予定の建築物に対して、「建築確認済証」及び「検査済証」が交付されている必要があります。

ポイント 3

整備計画地が農業振興地域内に所在している場合は、認可保育所を整備することができません。計画地が市街化調整区域内に所在し、地目や現況が田・畑である場合はご注意ください。





いろいろ難しい内容を
一問一答で聞いてみましょう。



認可保育所は社会福祉法人しか運営できないと聞きましたが？

社会福祉法人以外の法人も保育所の設置主体となれます。認可保育所の運営は社会福祉法人以外の営利法人(株式会社、有限会社)や非営利法人(学校法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等)も設置主体となれます。ただし、保育所の運営費は、負担金として市町村から支払われるため、使途に制限があります。また、保育所運営のための会計区分を設け、いわゆる決算剰余金が生じても利益として分配することはできません。

社会福祉法人は保育所を含む社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立される法人です。事業の公共性と継続性が高いとされており、県内の認可保育所のほとんどが社会福祉法人運営となっています。



保育所建設を見込んでいる土地に抵当権が設定されていますが、大丈夫ですか？

県においては、将来にわたり保育所の継続的かつ安定的な運営を確保するため、抵当権が設定されたままの保育所設置は認めておりません。



保育所の設置認可を受けるときに、必要な資金はどれくらいですか？

年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通貯金、当座貯金等により有していることが必要です。(60名定員保育所設立で600万円程度)

その他、社会福祉法人設立時には、上記以外に事務費(80万円程度)も必要になるほか、保育所用地の取得費用や、施設の整備費用が必要になります。(施設整備にあたっては、市町村の補助や独立行政法人福祉医療機構から低利の融資(社会福祉法人による設置の場合のみ)を受けることができます。)



第3章

保育所の設備



設備及び運営に関する基準について

保育所の認可にあたっては、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」(第5章参考資料に掲載)を満たす必要があります。最低基準に規定されている事項のうち保育所に関係する部分を要約すると以下のとおりとなります。

(ア)共通事項

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ①明るく、衛生的な環境において ②素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により ③心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成 |
| 一般原則 | <ul style="list-style-type: none"> ①入所している者の人権に十分に配慮、人格を尊重。 ②保護者及び地域社会に対する、運営内容の適切な説明。 ③運営内容について、評価、結果を公表するよう努める。 ④施設の目的を達成するために必要な設備を設ける。 ⑤採光、換気等の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払う。 |
| 非常災害 | <ul style="list-style-type: none"> ①消火器など消火用具を設置する。 ②非常口その他非常災害に必要な設備を設置する。 ③非常災害に対する具体的計画を策定する。避難及び消火訓練は、少なくとも毎月1回行う。 |
| 職員の一般的要件 | 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者 |
| 職員の知識および技能の向上 | 施設の目的達成のために必要な知識、技能の修得、維持向上に努める。 資質向上のための研修機会を確保する。 |
| 入所者の取扱い | 入所者の国籍、信条、社会的身分または費用負担によって差別的取扱いをしてはならない。 |
| 虐待等の禁止 | 入所児童に対し、児童虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 |
| 懲戒権の濫用禁止 | 入所児童に対し懲戒するとき、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。 |